

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【公開番号】特開2017-61977(P2017-61977A)

【公開日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【年通号数】公開・登録公報2017-013

【出願番号】特願2015-187109(P2015-187109)

【国際特許分類】

F 16 C 33/66 (2006.01)

F 16 C 19/26 (2006.01)

【F I】

F 16 C 33/66 Z

F 16 C 19/26

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月31日(2018.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、フォロア軸受10は、相手部材であるトラック部材30のトラック面31の変位に追従して外輪2が回転自在になって運動するものである。フォロア軸受10を固定部材22に固定するには、フォロア軸受10の支持軸1をケース7のリング部25に形成された挿通孔12に通し、次いで、固定部材22に形成された取付け用孔41に支持軸1を通し、リング部25を取付け用孔41の周囲のボス部36に位置させる。そこで、支持軸1に座金29を通して座金29を固定部材22の面に当て、次いで支持軸1の雄ねじ部15にナット28を螺入して締結する。この状態で、ケース7は、固定部材22に対してフォロア軸受10と一緒に固定された状態になる。通常、潤滑装置5をケース7内に配設するのは、ケーシング3をフォロア軸受10にセットするのに先駆けて配設するが、ケーシング3をフォロア軸受10にセットした後でもよいものである。即ち、フォロア軸受10において、外輪2とケーシング3とが配設された支持軸1は、固定部材22に形成された取付け用孔41に挿通された状態で、支持軸1の取付け部13を構成する雄ねじ部15にナット28が螺入締結されて、それによって、フォロア軸受10が固定部材22に固定されるものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

次に、図7及び図8を参照して、この発明によるフォロア軸受の潤滑装置の別の実施例を説明する。図7及び図8において、図1～図6に示すフォロア軸受の潤滑装置の各種の部材と同一の機能を有する部材には同一符号を付してそれらの説明は省略する。この発明によるフォロア軸受の潤滑装置は、ケーシング3を構成するケース7Aと蓋部材8Aとが別々に分離される構造に形成されている。蓋部材8Aは、ケース7Aに形成された開口部9を開閉するためケース7Aの両端に設けられた係止凸部18に係止される係合孔部19を両端部にそれぞれ備えている。ケース7Aは、上部23、両側部45及びリング部25

を備えた後部 4 6 から形成されている。ケース 7 A の前部は、開口部 9 に形成されており、開口部 9 は、蓋部材 8 A によって閉鎖される形式に構成されている。潤滑装置 5 をケース 7 A の収容室 6 に配置するには、蓋部材 8 A をケース 7 A から取り外し、開口部 9 を開いて潤滑装置 5 を収容室 6 に挿通して配設する。